

船舶事故調査報告書

令和元年11月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年12月22日 13時20分ごろ
発生場所	北海道増毛町増毛港北西方沖 増毛港北防波堤灯台から真方位304°19.5海里（M）付近 （概位 北緯44°02.5′ 東経141°09.9′）
事故の概要	漁船第十八久保丸は、揚網作業中、甲板員が揚網機に左手を巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	平成31年1月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八久保丸、19トン HK2-20601（漁船登録番号）、個人所有 18.36m（Lr）×4.45m×1.78m、FRP ディーゼル機関、603.11kW、昭和63年12月15日 第200-26566号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年3月12日 免許証交付日 平成29年1月30日 （令和5年1月28日まで有効） 甲板員A 男性 43歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか甲板員5人が乗り組み、平成30年12月22日01時00分ごろ、たら刺し網漁の目的で、増毛港北西方沖の漁場に向けて同港を出港した。 本船は、02時40分ごろ漁場に到着して投網を始め、06時ごろまでに計4本の投網を終えて洋上で待機し、船長は周囲の見張りに当たり、甲板員全員は食事及び仮眠をとった。 本船は、09時ごろ、船首を南方に向け、南北方向に設置した刺し

網の揚網を開始した。

本船は、前部甲板右舷側に装備された揚網機によって網を巻き揚げ、揚網機の船尾側で配置に就いた甲板員Aが、巻き揚げた網を両手で引っ張って前部甲板に送り、前部甲板配置の甲板員3人が、魚を外しながら、左舷側通路を介して網を後部甲板に送り、後部甲板配置の甲板員2人が網の整理を行った。

甲板員Aは、前部甲板の作業が間に合わない場合や、魚が数匹重なって網にかかる等、そのまま揚網機に通すと魚体に傷が付くおそれがある場合、揚網機を通る前に網から魚を払い落とす必要があり、状況に応じて揚網機の機側にあるレバーを操作し、回転速度を落としたり、停止したりした。

(図1参照)

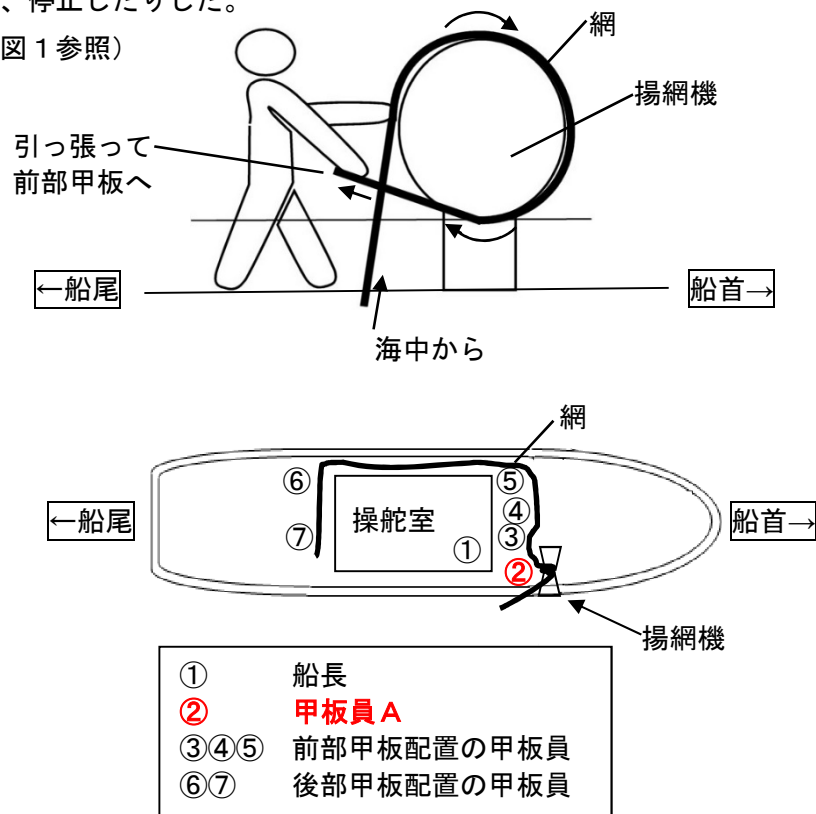


図1 揚網作業の状況

甲板員Aは、魚が2匹重なって網にかかっているのが見えたので、このまま網が揚網機を通ると魚体に傷が付くと思い、右手で網を引っ張りながら左手で魚を払い落とそうとしたところ、13時20分ごろ、左手の指先が巻き込み中の網に引っ掛かり、揚網機に巻き込まれた。

船長は、操舵室から揚網作業を監視していたところ、甲板員Aが揚網機に巻き込まれるのを目撃し、直ちに操舵室内のスイッチを押して揚網機を停止した。

甲板員Aは、揚網機が停止されたとき、左手が絡んだ網に引っ張られ、上体が揚網機の上に乗掛った格好であった。

	<p>本船は、船長が、揚網機を逆回転させて甲板員 A を救助するよう、前部甲板の甲板員 3 人にマイクで指示し、操舵室を出て甲板員 A に駆け寄り、甲板員 A の状態を確認したところ、強い痛みを訴えたので、操業を中止して帰航した。</p> <p>船長は、携帯電話で家族に帰港予定時間を伝えて救急車の要請を指示し、通報を受けた消防隊から海上保安庁及び本船が所属する漁業協同組合に本事故が通報、連絡された。</p> <p>甲板員 A は、増毛港に待機していた救急車により病院に搬送された後、更に別の病院に警察のヘリコプターで緊急搬送され、左母指指尖部切断と診断された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員 A は、体調は良好で、疲労は感じていなかった。</p> <p>甲板員 A は、救命胴衣の上に上下のカップを着用し、キャップ型の帽子の上にニット帽を被り、ゴム長靴とゴム手袋を身に付けていた。</p> <p>本船が使用していた刺し網は、網目約 15 cm の合成繊維製であった。</p> <p>船長は、揚網機の操作が危険を伴う作業なので、漁労作業の経験が 20 年以上ある甲板員 A に担当させ、操舵室から監視するとともに、ふだんから甲板員 A に対し、揚網作業の際には、状況に応じて揚網機の回転速度を下げたり、停止したりするよう指示していた。</p> <p>本船の揚網機は、中央に溝のある直径約 70 cm、幅約 140 cm の鼓型で、巻き揚げられた網は同溝に集まる構造となっており、右舷側から見て時計回りに回転して網を巻き上げていた。</p> <p>甲板員 A は、魚が 2 匹重なって網にかかっているのが見えた際、これまで、この程度であれば手で簡単に払い落とせていたので、揚網機を回転させたまま、巻き込み中の網に手を触れた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、増毛港北西方沖で揚網作業中、網を両手で引っ張りながら揚網機の操作に当たっていた甲板員 A が、魚が 2 匹重なって網にかかっているのが見えた際、揚網機の回転速度を下げたり、停止したりする措置を取らなくても手で簡単に払い落とせると思い、揚網機を回転させたまま、巻き込み中の網に左手で触れたことから、指先が網に引っ掛かり、左手が揚網機に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が増毛港北西方沖で揚網作業中、揚網機の操作に当たっていた甲板員 A が、揚網機を回転させたまま、巻き込み中の網に左手で触れたため、指先が網に引っ掛かり、左手が揚網機に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>

<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揚網機を使用する際、巻き込み中の網に手を触れる行為は、巻き込まれるおそれがあるので、揚網機を停止してから行うこと。
---------------------	---

付図1 事故発生場所概略図

